

平成30年第3回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成30年 9月 4日

本日の会議 平成30年 9月 7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 谷本 圭介 君 議 事 課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 山本 昭彦 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 松邨 清茂 君 健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君
水 道 局 長 濱 伸二 君 会 計 管 理 者 山口 利弘 君
教 育 次 長 森川 寛子 君 総 務 部 理 事 山口 功 君
建 設 産 業 部 理 事 中嶋 敏純 君 教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君
総 務 課 長 荒木 秀一 君 情 報 管 理 課 長 堀池 英二 君
秘 書 広 報 課 長 中村 元則 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 山崎 昇 君 収 納 推 進 課 長 渡部 守史 君
土 木 管 理 課 長 中尾 盛雄 君 都 市 計 画 課 長 日名子達也 君
福 祉 課 長 細田 愛二 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 宮崎 伸之 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 水 道 課 長 山口 新吾 君
下 水 道 課 長 山崎 禎三 君 教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君
生 涯 学 習 課 長 青田 浩二 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君

会議録署名議員

3番 安部 都 議員 5番 饗庭 敦子 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時20分

平成30年第3回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成30年 9月 7日（金）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	
2	47	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
3	48	長与中学校体育館改修工事請負契約の締結について	—
4	49	平成30年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総文
5	50	平成30年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総文
6	51	平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
7	52	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※産厚
8	53	平成30年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
9	54	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産厚
10	55	平成29年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
11	56	平成29年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
12	57	平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
13	58	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
14	59	平成29年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
15	60	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
16	61	平成29年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
17	62	平成29年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
18	63	長与町教育委員会委員の任命について	—
19	発委2	長与町議会50周年記念事業特別委員会の設置についての決議	—

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程に入ります前に、昨日の饗庭敦子議員の一般質問において、発言の一部を訂正したい旨の申し出が町長よりありましたので、これを許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

9月6日の本会議の饗庭議員の一般質問におきまして、エアコンの設置時期を来年8月に向けてと発言をしておったようでございます。来年夏に入る前に向けてという形の誤りでございましたので、お詫びして訂正をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

会議規則第64条の規定により、発言の訂正の許可をすることに決定いたします。なお、会議録調整につきましては議長に一任願います。それでは日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、安藤克彦議員の①土曜日開庁について。②町職員の採用、再任用についての質問を同時に許します。

6番、安藤克彦議員。

○6番（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。一般質問に入る前に、先日の一般質問の冒頭でも多くの議員が申し上げておったんですけれども、近年災害が多発しております。昨日早朝に発生しました北海道の地震におきましても時間を追うごとに被害の大きさというのが明らかになってきております。今朝のニュースを見ておりましても、長崎もだいぶ涼しくなってきましたけれども北海道はもっと寒いようで、余震の恐怖から外で一夜を過ごされた方もいらっしゃるようです。月並みの言葉ですけれども、被害に遭われた皆様の御冥福をお祈りしますとともに、1日も早い復興を願ってやみません。それでは一般質問に入らせていただきます。

今回大きく2つの件について質問をさせていただきます。まず1つ目の土曜日開庁についてでございます。平成26年度から開始した第2第4土曜日の窓口一部開庁、以下、土曜日開庁と申し上げますけれども、これも5年目を迎えております。住民サービスの向上として始められた事業で一定の利用者数はあるようですけれども、利用者、職員と各方面から様々な問題点を耳にする機会がございます。この事業をあらゆる面から検証する上で以下のとおり質問したいと思います。1つ目に土曜日開庁の実績と現状、課題や問題点について伺います。2点目に土曜日開庁の検証と評価について伺います。3つ目に土曜日開庁における経費について伺います。4点目に土曜日開庁の今後について伺います。

大きい2つ目としまして、町職員の採用、再任用について伺いたいと思います。町の

職員は職務が高度化多様化する中で、高いスキルが求められております。また、スキルだけではなく、住民と触れ合う中での思いやりやコミュニケーション能力も大切です。もうすぐ町職員の採用試験が始まりますが、募集要綱を拝見しましても、この中からは本町が求める人材という姿が見えてきません。よって以下の質問をしたいと思います。1つ目に近年の採用状況についてお伺いいたします。2点目に本町はどのような職員を採用したいのか、また、その思いはどのような形で採用に影響するのか、お伺いいたします。3点目に本年度は高卒事務の採用がないようですが、なぜなのかお伺いいたします。4点目に再任用の考え方と状況についてお伺いいたします。

以上よろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん改めましておはようございます。今日最初の質問者であります安藤議員の御質問にお答えをいたします。1番目1点目の土曜日開庁の実績と現状、課題や問題点にということでございます。この土曜日開庁につきましては、町民皆様方の利便性を考えまして、平成26年5月から毎月第2第4土曜日午前中に開庁業務を実施をしております。長与町は長崎市に隣接する好立地条件を背景に、高度経済成長期以降の住宅開発とそれに伴う人口増加により町の姿が形成をされてきたわけでございます。その中で長与町の特性といたしまして、多くの住民の方が町外へ通勤通学を行っておられまして、お勤めの方のおおよそ65%の人が町外へ通勤をしておられるわけでございます。このような実態を踏まえ、他市町における実施状況を検討しながら土曜日開庁を開始いたしまして、町民の皆様が暮らしやすい町だと思っただけよう継続をしているところでございます。土曜日開庁の実績につきましては、平成29年度に21日間開庁を行い、電話も含めた対応件数は786件、1日平均37.43件でございました。その786件のうち、本来、土曜日開庁時に取り扱う業務の件数は526件、1日平均25.05件となっております。その中でも住民環境課につきましては、1日平均23.52件と多くなっております。業務外件数等は260件、1日平均12.38件となっております。課題や問題点といたしましては、他市町とのネットワークにおける情報確認が必要となります住民票の異動などの事務ができないため、住民環境課の各種証明書の発行など取り扱える事務が限定されてしまうことが大きなものと思っております。対応できない業務におきましては再度来庁お願いすることになりますので、土曜日開庁で取り扱える業務などについてさらなる周知を図っていく所存でございます。

2点目の御質問の検証ということでございます。最近の傾向といたしましては取り扱い件数が少し減っているように思っております。対応件数におきましては、住民環境課に多く来庁されておられまして、他の課との偏りも見られましたので、それぞれの課において対応する職員数の調整などを行っているところでございます。土曜日開庁時の職員

の勤務につきましては、振替休日の取得を原則としていますので、計画的な振替休日の取得を心掛け、職員の適正配置による負担軽減を図り、衛生管理に努めるなど、良好な職場環境の促進を図っているところでございます。土曜日開庁も5年目を迎え、一定町民の方には定着しているものと思っております。従来の役場は全国一律の行政サービスの提供にその事務の大半を費やしてきましたが、今後は提供するサービスの種類や具体的内容につきましても、各地方公共団体の裁量が拡大し、地域、行政サービスにおける総合的な質が問われる時代となってまいりました。地方公共団体といたしまして、町民の皆様が暮らしやすい町と思っただけのような取組が大切だと思っております。評価といたしましては、件数なども概ね順調に推移しておりますので、一定の評価はいただいているものと思っております。

3点目の土曜日開庁に係る経費でございます。土曜日開庁時の職員の勤務につきましては、振替休日の取得を原則としていますが、一部時間外手当が発生いたしております。その他、電気、空調などの経費が掛かっております。人件費につきましてはおおよそ38万円、電気代につきましてはおおよそ18万円、年間の経費といたしましては、おおよそ56万円となっております。

4点目の土曜日開庁の今後ということでございます。実績を踏まえて、現実に即した形で検証を行い、最善となるような見直しなどを行っていく所存でございます。コンビニ交付の導入やマイナンバーによる手続の簡素化も想定されますので、引き続き検証や見直しを行い、住民のニーズに寄り添う形でのサービスの提供を検討してまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、町職員の採用、再任用についての御質問でございます。1点目の近年の採用状況についてでございますけれども、過去2か年の採用状況でございますが、平成29年の採用は一般行政職3人、管理栄養士1人、一般事務2人、社会人枠2人、保育士2人の計10人。平成30年の採用は一般行政10人、社会福祉士1人の計11名でございます。職員採用につきましては、その時々における職種の需要、年齢層の平準化を考慮いたしまして、募集を行っているところでございます。

2点目の本町はどのような職員を採用したいのか、またその思いはどのような形で採用に影響するのかという御質問でございます。長与町人材育成基本方針の中で求める職員像を定めております。1つは、公平かつ公正の立場で物事を考え対応のできる職員。もう1つは、地域課題を感じ取り積極的に行動する職員でございます。職員採用におきましては、将来的にこれらの求める職員像となり得る人材を見据えて取り組むとともに、地方公務員法等の規定に基づき厳格な選考を行うよう努めているところでございます。

次に3点目の本年度の高卒事務の採用がないという質問でございます。本年度の受検資格につきましては、職員の各年齢層に歪みが生じているものを平準化することを目的として設けておるところであります。現在、年齢層でいえば21歳から26歳までの職員が少ない状況にあり、将来の単年度における大量退職を避けるために、本年度は一般

事務の募集を見送ったところでございます。今後につきましては、その時々々の需要等を考慮しながら弾力的な職員募集を行ってまいりたいと考えております。

次に4点目の再任用の考え方と状況についてという質問でございます。現在の再任用は年金受給年齢への接続を行うための措置といたしまして、短時間勤務及びフルタイムでの任用、また館長職等これまで培った経験と知識を幅広い職種で活かしていただくよう運用を行っておるところであります。今後定年延長制度の導入がなされることが予定されておりますけれども、制度の趣旨を踏まえまして、十分な検討を行い、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それでは順を追って再質問に入らせていただきます。まず先程、土曜日開庁の実績の報告がありました。ちょっとそれは置いといて、他市町の実施状況を検討しながら導入を図られたというふうな町長の答弁がございましたが、他市町の状況、長与町が始めて以降でも構いませんし、始める前でも構いませんけれども、そういった状況、考え方としては土日の開庁とか土曜日開庁とか、あと時間延長とかいろいろあると思うんですね。土日開庁で限定した形でいいと思うんですけれども、他市町の実施状況をお伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

県内他市町の状況といたしまして、まず島原市、こちらの方が土曜日及び日曜日の午前中に開庁をなさっております。続いて大村市、こちらの方は土曜日の午前中のみの開庁です。それから平戸市、こちらの方が平日の時間外の延長窓口での対応ということで事前に連絡等を行いながら時間外の延長を行うと。それから雲仙市、こちらの方も平日の開庁時に電話予約の上、休日の対応を行っているという状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私が調べたのとはほぼ一緒ですね。雲仙市につきましては、これは開庁というよりも守衛室対応になってるみたいですよ。ですので、ちょっとここには当てはまらないのかなと考えたら、長与に1番近いやり方をしているのは大村市じゃないかなと。それよりもちょっと一歩進んでるのは島原市、ちょっとやり方が違うというのが平戸市ではないかなと思っております。なかなか県内でも増えてきてないというのが現状じゃないかなと私は思っております。先程報告がございました平成29年度においては全体で786件、このうち電話対応とかもあるようで、そして本来受け付けた業務、携わった業務というのが526件、1回当たりの平均ですかね、1日当たりの平均で25件ぐらい、2

5.05件とございます。まずこれが多いのか少ないのかということを見たいんですけども、そのあとに答えられたのが、この25件のうち住民環境課関連が23.52件。ということは、逆の言い方すれば住民環境課以外の件は1日当たり1.5件ぐらいです、ちょっと小数点を切ると。という結果だと思います。住民環境課に集中しているということ想像はつくわけです。住民環境課には結局、住民票の写しとか戸籍抄本とか印鑑証明とか、そういったのが大きくウエイトを占めてると思うんですが、本来、自動交付機というのも稼働しているわけで、自動交付機で対応できた分ってかなりあるんじゃないかなと思うんですけども、その件数は住民環境課の方では把握してますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

住民環境課の方では今言われましたように、自動交付機で対応できるものにつきましては印鑑関係、あとマイナンバー関係ができないものとなっております、土曜日開庁の意味があるのではないかということになっております。その件数につきましては合わせて142件とございます。そういうことで、残りの分につきましては自動交付機である程度対応ができる件数ではあるという認識はしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

確認しますが、142件が対応できない分、できる分どっちでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

142件が交付機で対応できない件数でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

となると、実質は142を21で割ると、本来1日当たりの利用者数ということが言えるかと思います。これは一概に自動交付機を使えって言っても、年配の方とかなかなか使い慣れない方、高齢者の方とか障害者の方とか、そういった方へは配慮は当然考えなきゃいけないと思うんですけども、数字的に見ると実質21で142を割るといくらぐらいですか、1日当たり7件ぐらいですか、大体。実際に数字上は1日当たり7件ぐらいの対応ということになるのかなと思っております。それと、これはホームページからとったんですけども、実際に住民環境課以外にもこども政策課、福祉課、健康保険課、介護保険課が開いている状況だと思うんです。この中でも業務が一部限られているという感じだと思います。実際に職員配置というのはどのような形で行われているの

か、住民環境課が何名とかという形でいいと思いますが、その職員配置についてお伺いします。

○議長（内村博法議員）

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

健康保険部におきましては、介護保険課、健康保険課、それぞれ各1名で対応しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

松邨住民福祉部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

住民福祉部におきましては住民課が4名、それとこども政策課が1名、福祉課が1名でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

住民環境課が4名、あとの課が1名ずつで合計8名と1日に出られるのは合計8名ということになるかと思えます。それではちょっと話題を変えまして、この検証を行ってみたいなんですけれども、ちょっと書き留めきったのは件数が微減となっていると。それと住民環境課への偏り、これ今申し上げたかと思えます。それと振替休日で対応を職員はされているということのようですね。振替休日で対応できないと、先程、幾ら掛っていますかところで時間外手当が出てたと思うんですけれども、これは振替休日を取れなかったら特別勤務手当というんですか、土日出た場合の勤務手当と。ちょっと私よく分からないですけど、そういった形になるかと思うんですけれども、職員があえてここまで出てくる必要があるのかなと私感じるんですよね。そこまでして、この事業を進めていかなければいけないのかなと。私は決して住民サービスを否定するわけではないんですけれども、やはりコストとの問題、それと職員の健康管理の問題というのも総合的に勘案して、そしてみんなが幸せになるようにならなければいけないと思うんですけれど。それでは、現実に即した形でということで町長の方からも答弁がありましたけれども、実際今の私の話を聞いて、どういった形が現実に即しているのかなと、この議論というのは庁舎内では行ってないんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

現実に即した議論といいますか、例えば住民環境課で行う業務の取り扱いに関しましては住民ニーズに応じて業務内容を増やしたりとか、例えば介護保険等におかれましては土曜日に開庁できる業務を検討したりとか、そういう形での検討は行っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

先程申し上げたんですけども、町長の答弁の中にありましたけれども、行政サービスにおいて質が問われる時代になったという言葉がありました。全国一律の行政サービスから、やっぱりそこはひとつ脱却するという、それは大切なことです。私もこの土曜開庁につきまして全面的に否定をするわけではありませんが、実は最近というかここ数年、マイナンバーカードが出てきました。これを活用することによって、かなりの交付事務、交付事業が行えるようになるんですよね。もう御存じだと思います。例えば、先程一番最初に65%の方が町外に出られてると。じゃあ庁舎に来なくても取れるんですよね。分かりますかね。職場の近くのコンビニエンスストアで交付を受けることができる。わざわざ役場まで足を運ばなくて済むと。あるいは昼間に仕事をされてない方でもわざわざ役場に来なくても近くのコンビニで用を済ませることができる。特に繁忙期の役場というのはすごい状態ですけども、駐車場も停めるスペースが無いときもありますよね。そんな時でも役場に来なくてもできる。住民を役場から遠ざけるという意味じゃなくて、利便性を考えた上での話ですよ。この検討というのは行われてないんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。例えば、住民票等のコンビニ交付というのはもう既に制度としてございます。本町にも今1階に自動交付機というのがございますが、実は部品の供給等の問題で制限時期というのが決まっております、今後コンビニ交付に移行するというようなことは所管の方から聞いておりますので、そういった時期に合わせまして導入を目指しているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ちなみに時期は明確なものは出ますか。いかがですか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今コンビニのお話があったので、住民環境課の方から説明させていただきます。先程総務課長の方から話がありましたように自動交付機の方の運用の方があと2年ほど、もう機種の問題もございまして。部品の問題もございまして。保守的なものがもうできないような状況に入ってまいりました。そういうことで、コンビニ導入の方を今検討させていただきながら、振興計画上で財政の方をお願いをして、31年度を目指して今導

入の検討をさせていただいてるのが現状でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

31年度、来年度ということですよ。ということは、それを行うことによって、かなりの土曜日開庁の必要性がまた薄れてくるのかなとちょっと思います。それと、これは国が進めている政策なんですけれども働き方改革というのがあります。職員がいわゆる振休を取りたくても振休が取れない状況もあるみたいですけども、年休まで消化がこれがいけないんじゃないかなと。振休も取れないなら年休も当然消化しにくいですよ。ということで、この御時世にちょっともうそぐわないんじゃないか。昨日、同僚議員の一般質問で町長もお話しましたが、政策は生き物ですので多分5年経ったら変わってきていると思うんですよ。最近の話では24時間営業のファミリーレストランは働く人のことを考えて24時間営業をやめたとか、あるいは銀行ですら平日に休みを取れるように金融庁が改正を行いましたよね。というのを見てくると、役場に平日休みなさいとは申し上げられませんけども、やはり敢えてここで土曜日開庁にこだわる必要は、私はもうないんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今御指摘のように、いろんなサービスが普及してくれば、土曜開庁にこだわる必要はなくなるかもしれません。ただ1番心配なのは一定定着してきておりますので、御利用されてる方々のサービス低下に繋がらないような形での見直しというのは、町長の答弁にありましたけども現実の形に即した検証を行いまして、見直すこともやぶさかではないと考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

これは大変、前向きな答弁だと私は捉えます。何回も申し上げているんですけども、やはりこう時代にそぐわないものは少しずつ変えていく、頑なに残す必要って私ないと思うんですよ。何と申しますか、1番はやはり先程から申し上げているコンビニ交付をできるようにする。これは今まで庁舎に土曜日に来てた人以外の人達が大きく利益を得ることができるんですよ。ですので、やはりそれは早急に導入していただきたいというのが1つと、それに伴ってやはり職員のことを考えて、この事業も見直していく。私は土曜開庁を止めるとなると、やはり時間延長が1番の妥当な線かなと。多少職員の方も残っていただくというのは、これは組合員とも話を進めていく必要があると思うんですけども、やはり平戸方式というんでしょうか、平戸は7時まで開庁を延長しており

ます。ですので、中には私も役場、遅く来ても、残ってらっしゃる方がいらっしゃいますよね。その方々も活用しながらそれ専用で残るのではなくて、他の残業と合わせて仕事ができるような形での時間延長を私は望んでいきたいと思っております。回答としては、私は前向きな答弁と捉えて今後を見守りたいと思っております。

では2つ目の話題に入りたいと思いますけれども、近年の採用状況をお答えいただいたんですけれども、これはホームページで公開されているんですけれども、ちょっとホームページの年度とずれてるんです。今の答弁の年度がですね。ですので、ちょっと私が役場のホームページで公開されているのが、いわゆる今29年度分まで載っていると。これ今年の4月に入庁された数字ということだと思えるんですけれども、それで話を進めたいと思います。それでは最初に、最近のニュースで、国や地方自治体で起きていることで、職員採用について障害者雇用の水増し問題というのがございました。国のガイドラインに反して職員を障害者として不適正に認定したことが話題になっておりましたけれども、これ長崎県も謝罪会見と申しますかプレスリリースを行ってございましたけれども、本町の現状というのはどのようになってますでしょうか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。その件について先日、厚生労働省の方から再調査の依頼ということで、現在そこは点検を進めているところでございます。問題なのは障害者の雇用率のところでございますけども、法定数と言いますか、現在の定める値というのはクリアしている状況でございます。障害者の認定については手帳の方で確認をしているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

確認ですけど、これ教育委員会も確認をされているということでもいいんですかね。法定雇用率は一般で2.5、教育委員会について2.4とあるんですけども、これはもう長与町の場合には合算した形となるんですかね。ちょっとその確認をしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

合算した形での数値となります。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ありがとうございました。近年の採用状況を拝見しますと、大学行政がかなり人気と

いいですか高倍率だと思いますが、一方、土木につきましては、これが平成27年が高
校土木が申込者数6名しかいなかった。採用はこれで1名。それと平成29年度におい
ては、大卒の土木が応募が1名、採用ゼロ。同じく土木の社会人、これが1名に対し申
込者数が1名、これが採用もゼロです。ちなみに大卒土木に至っては受験を申し込んだ
けども試験を受けてないようですよ。この土木に関してなんでこういった状況になっ
ているのか。今年度も土木は募集をかけてますよね。平成30年度採用試験についても
募集をかけておりますけども、なぜこのような状況になってるのかお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

土木職員、現在の状況を見てみますと、非常に民間の市場がよ良いということで、実
際に公務員の方が不人気になってるということで、今年度の採用につきまして、実際
に行ったのが長崎大学です。工学部の方をお願いに参ったところ。4月、5月ですか
行ったんですが、実はもう民間の方の採用というのが、その手前の年度で決まってい
る。動きが非常に早い状況にあります。ということで、なかなか実際応募者も出て
こないというようなところでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

実は東京の方とか、関東の方とか、愛知の方とかでお話を聞いたときに、定員割れと
いうのが職員採用試験でもあるような時代になってきました。公務員、いわゆる景気が
良くなってくると公務員不人気というのはもう昔から言われることなんですけれども、
何かしらの、今は一般職、一般行政というんですか、大卒の行政につきましては、そ
うないんですけども、これがだんだん低くなってくると質の低下というのはやっぱり防
げないと思うんですよ。ですので、これに対する対策というのは県内全域で多分考
えていかなければいけないことだと思うんですけども、長与町単独で採用というのは、
今とちょっと考えられませんよね。試験自体がそういったものになってるようす
で。ここのところの話というのはどうでしょう。総務部長、県の方、県というか、全
体で何かあってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

試験の方が、私ども町の方で単独で行っておりますので、それと、県の全体でそ
ういう話があるかということにつきましては、そういう話の方はまだありません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

この間、経団連の会長も採用の、いわゆるバブルの頃みたいな状態に戻すという話を、それが良いんじゃないかという話をされてました。ということは、ますます今の採用、長与町は今月の試験が16日ですね。最終的に合格が出るのはもう11月の中旬です。すいません。12月上旬ですね。もう年末ぎりぎりまで、しかも卒業生はばたばたしているときにしか出ないと。やはりこの時期は少しずつ前倒しをすべきじゃないかと。私は良い職員を確保するためにはそれなりの手だてを打っていかねばいけないのではないかなと思ってます。これは経済の状況とか、いろんな周りの状況が影響してくることですけれども、何かしら対策を考えておく必要はあるのではないかなと思っております。

それでは2つ目ですけれども、どのような職員を採用したいのか、これは採用試験が先程あるという話をしましたけども、募集要項を見ますと何も見えてきません。で、ホームページを拝見しましても今職員2名の仕事のやりがいか、そういったのは載ってるんですけども、長与町はどんな職員を欲しいのというのが見えてこないんですよ。今答弁があったのも、何か画一的な公平かつ公正、地域課題に積極的という文言が出てきたと思うんですけども、人材育成方針というのも出てきました。これはすみません、私よく分からないんですけど、何でしょうか。人材育成方針というのはどういったものがあるのでしょうか。

○6番（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

人材育成方針、職員としてのあるべき姿というのを分析したり、それから、どんな職員を育てていくのかというのも一つの指針としてまとめているものでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

これ公開されてますか。私知らないんですけども、見たこともないので少なくとも採用情報のところにはありませんよね。ですんでやはり長与町はこんな職員が欲しいんだよ、育成方針というんでちょっと募集方針とは若干違うかもしれないけども、でも長与町の役場はこんな人材を募集してるんだから来てくださいというのをやっぱりきちっと見えるような形にしておいていただきたいと思います。先程からちょっともう画一的な言葉なんですけど、町長の言葉でどんな職員が欲しいか、もっとこう熱い、何ていうんですか、思いで語ってもらえませんか。自分の将来の部下ですので、お願いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

少し硬い表現に聞こえたかもしれませんが、やはり公務員というのは公平かつ公正の立場で物事を見れる、そういった人材が私は欲しいと思っております。それが民間とちょっと違うところかなというふうに思っております。少し硬い感じがしますが。それから、やはり地域についてやっぱり興味がある方、長与町に受けたいという方ですので、だいたい面接試験を行いますと、だいたい皆さん方、ホームページとか何かを見て、長与町のこういうところが良くて受けましたという声が上がってきます。ほとんどの人が長与町のことについてやはり知っております。そのぐらいになってきておりますので、そういったものを見ながら敏感に、今長与町はどういうことが問題なんだろうと、そういったものにどうしたら積極的に自分達が上がっていけるんだろうと、そういった形のことを我々は面接でもそういった話をします。ただ、今、安藤議員がおっしゃるように、面接をする前の募集の段階でその辺りのところは、もう少しやはり噛み砕いてやる必要があるのかなというのを今、聞きながら感じるところであります。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

民間の募集要項って御覧になったことあると思うんですけども、やはりお金を掛けてるんですね。いかにこんな人材が欲しいか、良い人材がとにかく欲しいから。ですので、やっぱり長与町もどこまでお金掛けられるか分かりませんが、やはりホームページがあるならホームページの活用とかいろいろできると思いますので、やはりそこはPR、アピールをしっかりとさせていただきたいと思います。職員採用試験についてお伺いしますが、これは地方公務員法に縛りがありますが、公平な採用試験というものが行われているのか、当然行われていないといけないんですけども、その公平さを担保するための方策、ざっとでいいです。お答えいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

職員採用試験は先程部長が申しましたとおり本町単独で実施しております。この試験の採点につきまして、外部の方に委託をしております。その中から一定のラインを引いて、2次面接に向かう者というのを決定をしている状況でございます。その部分が担保というところでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

1次試験はそうだと思うんですけども、2次試験からはやはり人と人とのあれですので、どこまで担保できるというのは難しい答えかなと思うんですけども、ただ、やはり皆さんも公務員です。そこはしっかりと、だから部長とか町長、副町長、いらっしゃる

んでしょうか、私よく分かりませんが、やはりそこはしっかりと皆さん自分の立場を考えて、本当に長与町のためを考えた上で採用を決定していただきたいと思っております。3つ目の高卒事務の採用が無いようですがという話でした。これは年齢層にゆがみが出ているから、このような形になっているとありました。では、なぜこのような事態に陥るのかということです。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。基本的に各年齢層に均等に採用というのであれば非常によろしいんですが、面接試験を通じ、本町に町長申してるような有用な人物を採用したいという思いから、どうしても年齢よりも人物の方を見にいってると、こういう状況から偏りが生じてしまってるというところで分析しております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

平成20年度の一般質問の中で、議会とのやりとりの中で、その時の町長の答弁の中で、今後10年間で97名が退職するといういびつな状況にあるという答弁をされておりました。これがまだ続いているわけですね。この21歳から26歳という世代を採用するのは、この10年前からもう分かったことなわけです。あの状況、10年前の状況でもやはり今まで改善をされてこなかったと。幾ら今、総務課長がお話したことがあったとしても、やはりこういった状況を私も議会に入ってもう8年ですか、前の職員の方皆さんほぼ変わってしまったわけです、この8年間で。言えばもう最初の4年間で大きく変わりました。そういった大量採用、大量退職があると分かった時代に、10年前にいびつな形と町長が言ってるんです。だから、これを改善してこなかったというのはやはりちょっと問題があるんじゃないかと。総務部長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

確かに大量退職によって職員採用の方、私ども考えてきました。それで大量退職に伴う人材の方の採用といたしまして、例えば民間、社会人枠ということで試験を行ったり、そうした関係で、どうしてもその年齢層が増えてしまったりしたこともあります。そういう社会人枠とか採用した関係で増えているわけでもありますが、今のところ27歳以上がちょっと多い状況にもありますので、今回21歳か26歳までという枠をとって採用の方をさせていただいてるということでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

民間ならそれでもいいんですよね、採用というのは、その時その時で、赤字だから採用しないとか。でも役場というのはやはり地域の大きな雇用の場なんです。長与町内でこれだけの職員を、人を雇っている事業所はないわけです。やはりそこは地域の雇用場としての責任を感じて、これからの採用をしっかりと行っていかなければいけないと思います。長崎市とか佐世保市とか諫早市の大きなキャパならば調整はいつでも利くんですけども、少ない職員の中で頑張ってもらったときに、やはり10人というのはもう5%です。長崎市で10人といえば大した数字ではないと思います。そこをやっぱり考えて一人一人の採用、やはり年度ごとの採用を考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。同じようなことなんですけども、今年度は高卒の採用がありませんでしたし、来年度と申しますか29年度30年度と2か年続けて高卒の採用ができておりません。やはり先程申しました地域の雇用の場と考えると、毎年1名は採用をすべきじゃないかなと。試験を受ける機会すらも奪われてしまうわけですよね。今の高校3年生。来年あれば来年受けるという可能性がありますけれども、現役で採用を目標されてた方もいらっしゃると思うんです。過去2年間連続で高卒採用はありましたので、期待をしてたお子さんていらっしゃると思いますけれども、やはりそこは毎年考えていかなきゃいけないんじゃないかなと私は思っておりますし、そうしていただきたいと思っております。これは実際に保護者から聞いたお話でした。今年は採用ないんですよね。こんなこと、これは私ではどうすることもできません。ですので、やはり誰々を採用するってわけではなく採用枠を作るというのは、やはり地域の雇用の場としてしっかりと認識をしていただけたらと思っております。最後に再任用の考え方と状況についてお伺いしましたが、再任用というのは先程説明がありましたけれども、同様に嘱託というものもありますよね。職員の方も退職されて嘱託とか、同じような館長の方でも嘱託で行かれています方と再任用で行かれています方がありますが、この違いというのはどういったことなんでしょうか、教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

嘱託職員、それから再任用職員の館長職への任用ですね。この違いにつきましては、実は平成26年4月1日から再任用制度というのが始まっておりますが、実際それまで従来ずっと、館長職へは嘱託職員というような任用を行ってまいりました。26年の制度開始からは庁舎内の勤務職員に限定をして、27年度2か年、再任用職員は庁舎内での勤務をしておりましたが、28年4月1日に方向の転換をいたしまして、要するに再任用職員が多いわけです。こういった方をまた嘱託職員の代わりに館長等に充てることによって歳出の削減ともされたりしますし、というような意味合いもございまして、28年以降現在まで再任用職員を館長の方に充てると。一方当時から嘱託職員と任用

してた方につきましては任用替えを行っておらず、そのままの形で進んでいる、このために両方の形が存在しているということでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ということはこれからは、定年を迎えられた方は本人が希望すれば、皆さん再任用でいくという考え方でいいでしょうか。まずそれが1点確認と、先程新規採用の話もしているんですけども、再任用職員が出てきたことによる新規採用への影響というのは、これは実際にあるものなんでしょうか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

再任用職員の任用につきましては、制度の趣旨といたしまして、年金までの接続というのは大きな意味合いを持っております。事前にももちろん本人からは意向調書を探りまして、その中で、私どもの方で総合的に判断をして、雇用決定していく流れでございます。ですので、基本的には希望をした方に対しては、雇用がなされていくというような形で進んでいくと思います。また、新規採用職員への影響でございますが、この再任用の任用の仕方がございます。フルタイムと短時間勤務というのがございますが、フルタイムの方が定員枠に入ります。本人がどのような形での勤務を希望なさるかということもあるんですが、現状の運用においては基本短時間勤務で年金の40年特例というのがございます。この制度を活用なさる方、要は40年勤務することで年金が前倒しで受け取れる、この制度を受けとる方についてはその要件を満たすためにフルタイムの任用を行うと、こういった形での運用を行っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

先程から申し上げてますが、役場は地域の雇用の場、当然時代は変わって退職したあとも、やはり年金接続までは面倒を見ないといけないというのは、これはもう当たり前のことでありますし役場の責務だと思っております。再任用職員の方も大きなスキルをたくさん持った方、今ばりばりで活躍されてる方もいらっしゃいます。今後もそういう方々の力を借りて新しい職員を大きく育てていっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、昨日来から一般質問の中でエアコンの話が出てました。私は職員の勤務とかについて回一般質問したんですけども、昨日の夜、私役場に8時ぐらいでしたでしょうか、来ました。外から見ると明かりがついてるんです。そのあと、そこから用事があって1時間ほど役場を離れてまた役場に戻ってくると、まだ電気がついてると。教育委員会の電気でした。多分、今までの一般質問の中の答弁のことで、早

急にしないといけないという責務から一生懸命頑張ってらっしゃったんだと思います。教育長の答弁の中にあっただんですけども、教育委員会は早い段階からちょっと動いていたという話がありました。今回は一連の報道とか他市町の動向があって、結果的に判断が最後になったというか、遅れたということだったと思います。この判断がもう少し早ければもっと職員は余裕を持って仕事ができると思うんですよね。ですので、今回の件は子どもの命に関わること、町長も教育長も答弁されました。大切なことです。でもやはり職員の命も守っていかなくちゃいけないと思います。ですので、上に立たれる方はそのことをしっかりと考えられて、適切な時期の、適切な判断を行っていただければと思います。以上終わります。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時28分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を開催いたします。通告順12、安部都議員の①子ども子育て施策と教育環境の充実についての質問を許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さん、おはようございます。最後の質問者となりました。同僚議員もおっしゃいましたが、本日、悲惨なニュースですね、北海道の大地震により多くの方々が犠牲となりました。お見舞いとお悔やみを申し上げまして1日も早いライフラインなどの復興を願ひまして質問をさせていただきたいと思います。

それでは始めます。①子ども子育て政策と教育環境の充実についてお伺いいたします。本町においての子ども子育てについては、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育ての窓口として、ワンストップで切れ目のないサポートを行っています。また、子育てガイドブック「大きくなあれ」により、妊娠出産から子育てに関する多くの情報を保護者に発信されております。しかし本町の教育の町、子育てに優しいまちのキャッチフレーズの中、昨今、子どもを育てている親御さんたちからの相談が多く寄せられております。

1点目に、これまで長く継続をし、乳幼児が親子で慣れ親しんでいた3か所あった子育て支援センターが今年3月に2か所閉鎖され、小学生の集いの遊びの場である児童館5か所に移設されました。その後、親御さんたちからは今だに、親子で慣れていたのに、閉鎖され困った、利用しづらくなったとの落胆の声も聞かれます。今後の子育て支援センターの現状や今後のあり方についてお聞きいたします。

2点目に、障害児を持たれている保護者からの相談であります。本町では第1期障害児福祉計画も策定され、支援の提供体制や成果目標などきめ細かにされています。しかし、障害児への放課後等デイサービスの提供の現状と情報提供が実際うまく伝達して

いるのか疑問の声も上がってきています。そのことについてデイサービス等の現状と今後の考え方もお聞きいたします。

3点目に、小中学校へのエアコン設置についてお伺いいたします。今年の暑さは猛暑で、課外授業から帰ってきた小学生が亡くなるなど、子どもたちの命の危険を脅かす事態が起こっております。そこで本町の子どもたちを猛暑から守り、快適な室内での授業を受けるために、小中学校のエアコン設置を早急に実現できないかお伺いをいたします。

4点目に、今年6月、大阪府北部地震により高槻市で小学校のブロック塀の倒壊で小学4年生の児童が犠牲となる痛ましい事故が起きております。そこで本町の小中学校での危険箇所がないのか。老朽化した建物、これはブロック塀も入りますが、耐震性は今後どのように行うのかお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本定例会の最後の質問者であります安部都議員の御質問にお答えをいたします。なお、3点目、4点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、1番目1点目と2点目の御質問につきましてお答えをいたします。

まず1番目1点目の、子育て支援センターの現状と今後のあり方についてという御質問でございます。子育て支援センターは、親子で遊びに行く事ができる場所、お友達づくりの場所、気楽に相談ができる場所として非常に重要な事業でございます。本町におきましても子育て支援の核の一つとして子育て支援センター事業の制度拡充を図るため、また、より身近な場所で支援ができるよう、児童館におきましても昨年度より子育て支援センターを開催をいたしております。これまで保育園で実施されてきました「さくらんぼ」と「でんでんくらぶ」につきましては、保育所の入所希望者が年々増加をし、保育室並びに保育士の確保において保育園での実施が困難となってきたことから、今年度より休止となりまして、現在は合計6か所で開催をしております。安部議員の御質問の中で2か所閉鎖後に5か所に移設されたという話がありましたけれども、経緯をいたしましては8か所に増やしたところ2か所が休止となりまして、結果として6か所になったということでございます。これまで「さくらんぼ」や「でんでんくらぶ」を利用されていた方からは、残念だとの声も聞かれましたが、現在では各児童館などを利用していただいております。今では、支援センターが近くにできて行きやすくなったというお話や、児童館に乳幼児用の遊具がこんなにあるとは知らなかったというお声、また幼児と小学生を持つ家庭からは兄弟一緒に行くことができ嬉しいなど、さまざまな声が上がっております。ここ数年は保育所の入所者が増え絶対数が減少してきたことなどから、支援センターの利用者数も減少傾向にありました。しかし、今年度は、PRに力を入れたことで、利用者数も増加をしております、利用者の満足度も上がっているもの

と考えております。一方で休止になった支援センターを惜しまれる声があることもしつかりと受けとめ、今後も利用者の御意見をお聞きしながら、子育て支援センター事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の放課後デイサービスの現状と今後の考え方という御質問でございます。放課後等デイサービスの提供の現状と情報提供につきましては、子育てガイドブック「大きな一れ」やホームページ、ウェブ等で情報を提供しているほか、発達相談、就学相談など各種相談の際に御案内しているところでございます。また、学齢期の支援関係者に対しましても制度説明や研修会等を行い、制度の周知に努めているところでございます。デイサービス等の現状につきましては、現在、町内6か所で運営をされておまして、お子さんの心身の状態や、生活環境、または療育の必要性につきまして精査の上、御利用いただいているところでございます。今後も放課後等デイサービスガイドラインになっており、障害のある学齢期のお子さんの健全な育成に努めてまいりたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

おはようございます。私の方からは3点目の小中学校へのエアコン設置についての御質問にお答えいたします。昨日までの回答と同じになると思いますが、御了承ください。

本町では、子どもたちに季節の移り変わりなど自然環境の変化の中で、暑さや寒さを感じ、周りの環境に適し生活していくことができるよう、冷暖房がない環境の中で学校生活を送らせるようにしてきました。しかしながら、今年のような酷暑を考えると、できるだけ早い時期の設置に向けて、教育効果、設備費、設置場所、工事期間等の調査研究を進めてまいりたいと思っております。

4点目の、本町の小中学校での危険箇所はないのか、老朽化した建物などの耐震性を今後どのように行うのかの御質問にお答えいたします。長与町の学校施設につきましては、地震発生後、町内8校の学校施設につきまして現地確認を行い、長与小に3か所、長与中に1か所のブロック塀が設置されていることを確認いたしました。該当箇所につきましては、外観上の異常はありませんでしたが、より安全を確保するため、長与小の1か所は撤去を行い、長与中の1か所につきましては切断し高さを低くする対策を行っております。残りの長与小の2か所につきましては、塀の高さや、控塀の状況から、倒壊の危険性は無いと判断しておりますが、より安全性を確保するため、今後は、撤去を視野に入れた対策をとっていきたいと考えております。また、町内の学校施設の構造体の耐震化につきましては、耐震補強が必要な学校施設に関しましては、補強工事を実施し、平成24年度に完了しております。また、非構造部材の耐震化につきましては、町内に唯一あった長与小体育館の吊り天井を平成27年度に撤去を行っております。現在、町内屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策につきまして、緊急性の高

い建物から優先順位をつけて計画的に整備を進めております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、再質問に移らせていただきます。まずは子育て支援センターでありますけれども、先程の町長の答弁では、以前私も所管の方からもお聞きいたしました。待機児童解消のため、そして保育士不足で、募集しても保育士がなかなか来ないという理由で閉鎖ということをお聞きいたしましたけれども、6月議会の質問で、このことで質問したときに、待機児童が解消されなかったというようなことを記憶されておりますけれども、現在その待機児童はいらっしゃるのか、いないのか、解消されたのか、その辺りをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

公表しています。30年度の4月の時点での人数というのは6名というところなんですけれども、今現在も毎月毎月申し込みの数がありますので、数っていうのは徐々に徐々に増えていってるような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

では、ちょっと詳しい数字というのは。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長

○こども政策課長（村田ゆかり君）

すいません、今現在の詳しい数字については公表する数字というのと、実際に待機をされてる方ですね、数字の捉え方というのがちょっと違ってくる関係で、ちょっとお答えが難しいということで御了承いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

保護者の皆さんはですね、この2か所が待機児童解消のためとか、保育士不足でとかいうような、その説明ではなかなか御理解がされないんですけれども、そのほかに何か原因があるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回のこの2か所の閉鎖につきましては、こちらの方から一方的に閉鎖をして欲しいとか、そういったことをお話をしたわけではなくて、園の方からも、保育室であるとか、保育士を、子育て支援センターを運営するには、必ずお2人常駐で保育士がいないといけないというところもありまして、ちょっと運営の方が難しくなってきたというお話も御相談を受けながら、町としましても、待機児童の解消に努めたいという思いもありますので、そういった思いが1つになったということで、できれば待機児童解消というところを一番にやっていきたいということで相互に話し合いをした結果、こういった結果になったということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

お母さん達から聞くと、2、3カ月、2月に聞いて、3月一杯で閉鎖になったというところですね、その詳しい閉鎖の説明と、心の準備の期間があれば、ママさん達も、もっと納得したと思うんですね。突然の閉鎖だから、親御さんたちも納得できない現状ですけれども、その辺りは説明についていかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

待機児童解消というところも、私たち非常に力を入れてるところですけれども、子育て支援センターというのも本当に必要な事業だというふうに考えております。できれば閉鎖というか、今休止中ですが、休止にしたいはなかったわけなんです。ところが、定期的に園長先生達と園長会議というのを持たせていただいているんですけれども、その中で、最終的には2月の園長会議の中で、3月一杯でもうやむなく休止をしようということで決定したのが、正直、2月の園長会議の時でございます、そこから周知を図り、3月一杯までということでお話をさせていただき、支援センターに来られるお母様方にはチラシを、3月の予定表とかお配りをするのの中に入れていただきながら、周知のほうにも努めてまいったという経過がございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

残念ながらなかなか周知の方がですね、行き届いてなかったように思います。児童館は小学生が遊ぶ憩いの場でありますので、乳幼児とは遊び方やおもちゃも全然違うわけですね、突然2か所閉鎖するというのではなくって、1、2年かけて段階的に1か所のみ移行するとか、そういった対処は、考えはなかったんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まず、児童館の捉え方を訂正をさせていただきたいんですけども、児童館というのは18歳未満のお子さん、親子の遊びの場ということになっておりまして、決して小学生だけが対象の館というふうにはなっておりません。全国的にも、児童館で子育て支援センターをたくさんされてるところがございます。というのが子育て支援センター自体、国は中学校区に1か所つくことを推奨しております。だいたい中学校が1万校ありますけども、今現在7,200ぐらいしかできていないというのが全国的な状況です。県内でも中学校160校ぐらいあるかと思うんですけども、107か所しか子育て支援センターというのは実施ができてないというところで、児童館での実施っていうところも推奨をされております。もちろん、児童館の先生方、児童厚生員お2人ずついらっしゃるんですけども、学校の教員免許を持たれてる方、保育士の資格を持たれてる方という形で1人ずつ組んで、各児童館の方にはおりまして、乳幼児のお母様方の相談にも対応できるような職員の配置というのをさせていただいているような状況です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

児童館の中でもそういった子育て支援センターされてる所あるんですが、玄関が別々だったりとか、安全性をしっかりと確保されてるとかそういったところがあります。これまでに、移行後5か月間で各児童館の親子の利用状況っていうのは、どうだったんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

各児童館の利用の状況っていうことで、4月の利用が、幼児の数が5館合計で4月が407名、5月が490名、6月が644名、7月が634名、8月がまだちょっと全館そろっておりませんので7月までの御報告でお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、7月8月はやはり4月に比べて段々やっぱり増加してるということなんですけども、児童館を利用しているママさん達や児童の声は聞こえていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

来館者の声、保護者の方の声とか、そういったものをよく聞くようにということで、児童厚生員の先生方にもお願いをしております、ずっと記録をいただいているところ

なんですけども、町長答弁にもありましたように、実際に今まで3か所しかなかったのが近くにできて来やすくなったと言われた方もいらっしゃるし、逆に遠くになってしまったという方も確かにいらっしゃいました。あと支援センターと違って、児童館という所が男性も非常に行きやすいということで、お父様とかおじいちゃんとか、そういった方と一緒にお孫さんを連れて来館をされるっていうことがあったりとか、あと幼児と小学生の兄弟を持つ家族の方からは一緒に来館することができて、一緒に遊ばせることができて非常に良かったという声ですとか、あとは小学生が赤ちゃんがすぐ近くにいるっていうことで、非常に赤ちゃんとのふれあい体験というのが日常的にできるような状況になっております。日頃わんぱくなお兄ちゃん達が赤ちゃんに対して本当に優しいまなざしで接してくれるという、何ともほほ笑ましいような光景も今すぐ見られますっていう声だったりとか。あと土曜日に開館をしてる関係で、今までは平日にお母さんと子どもさんが参加をしていたところが、お父さんも一緒に連れて御家族で、こういったところで普段遊んでるんだよっていうところを見ていただいたりとか、そういった、どちらかと言いますと、こちらの方には児童館ができてお父さんたちの参加もしやすくなって、兄弟も利用もしやすくなってっていう声の方がたくさん届いているような状況です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

肯定的、否定的な意見があると思いますけれども、私の方には、例えば、赤ちゃんのおもちゃを取られたとか、児童とぶつかりそうになった、小学2年生の子どもは、児童館に行きたいけど小さな子どもたちがいるから危なくて、ゆっくり工作とかできないとかいうふうに愚痴をこぼしていたそうです。私も実際夏休み中に、児童館を拝見してまいりました。多いところで20名以上、子どもたち小学生がたくさんいて、話し声も全然聞こえないぐらいのすごいにぎやかな状況だったんですけど、その中で乳幼児がいて、そしてまたすぐ隣で卓球をされて、そしてまた、子ども達が20人ぐらい赤ちゃんの脇で走り回ったり、大変ちょっと、ちょっと危ないなとか、いうふうにちょっとひやっとするようなところもありまして、危険だなというふうにも思いましたけれども、この状態をですね、今やはり機能が、なかなか本来の機能っていうのが今の状態が果たされていないんじゃないかというふうに思いますが、いかが受けとめますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童館によっては部屋の数が少ない所もございます。児童館によっては最初部屋が多い所も、最初は乳幼児の部屋と小学生が遊ぶ部屋と分けてたりもしてたんですけども、逆に最初は議員言われるように4月の頃は子ども達も慣れなくて、赤ちゃんがいるとい

う認識がなかなかできてない頃は走って回ったりとかして、確かに危ない状況もあったということなんですけれども、今は乳幼児の子ども達も来る所なんだってところの認識も徐々に子どもたちにも広がってきまして、やっぱりそういう公的な場所っていうところもあって、いろんなマナーの部分だったりとかそういったところもだいぶ向上しているような感じがいたします。逆に1部屋で、ここは乳幼児の部屋ですよと下にマットを敷いたりとかして、ここは学童の子ども達、小学生の子ども達が遊ぶ場所ですよということで、逆に緩い仕切りを、ちゃんとした仕切りはしてないんですけども、緩く、逆に分けてますと。児童館の先生達が言われてます。というのがやっぱり乳幼児と小学生の子どもたちがふれあうっていうのが非常に良っていうふうには、私も何度か足を運んで夏休みの状況とかも見てまいりましたけれども、確かに子ども同士、小学生同士遊んで、乳幼児、お母さん達が遊んでる所もありますけれども、小学生の子ども達が、今日は赤ちゃんいるっていう感じで入ってきて、自然に赤ちゃんにふれあっていくっていうところが私は今非常にこれは、以前はわざわざ乳幼児ふれあい体験事業という事業をやらないとできないところが、日頃から今できているような状況になってまいりまして、確かにお母様方の中には小学生がうろうろしてるから嫌だわっていう方も確かにいらっしゃるんですけども、全ての児童館がそういうわけではございませんで、今、数が多いですので、いろんな所を御覧になってもらって、自分が行きやすい所、ここがいいなという所を見つけて是非行っていただければということで、私も来館した時にはお母さんたちにも声をかけさせていただいて、何か不自由なことはありませんかということで話をするような機会を設けさせていただいて、やっているような状況です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

学童が乳幼児とのふれあいの場は非常によろしいんですが、どうしても低学年になるとやっぱり自分の遊びの方が夢中になりますので、そのところがやっぱり手狭なところの、部屋が少し狭いというところで、やはり危険性もあるので、そこら辺は安全性もやっぱり考慮しないといけないのかなと思います。また、各児童館の先生方は、現在、子ども支援センターが導入後も、これまでと同じ2人で対応しています。先生方から人手不足だとかいう声は聞かれてませんか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童館によって非常に増えた所と、例年どおりそんなに数が増えてない所がございます。極端に増えた所が長与小学校区にあります長与児童館なんですけれども、ここはもう非常に、「さくらんぼ」というのが長与保育園にありましたので、そちらのお母様方っていうのがほとんど長与児童館の方に流れてきているような状況で御利用いただいて

おります。自由来館ですので、いつが多いかというのがなかなか見込みが立てづらいところではあるんですけども、母子保健推進員とか、ほかの方にも御協力をいただいて、パートを増員して対応というものをさせていただいているような状況です。あと高田児童館とか、上長与とか、あと北児童館も1日の平均の来館の親子の組数というのが、そんなに多くはないということで2人体制。あと事業をするときにはパートを増員をしまして対応しているような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、そうですね、パートをちょっと入れて対応してるっていうことなんですが、例えば支援員を2人から1人増員して、忙しいときには3人で常駐するというようなこともあると思うんですが、その辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

特に人数が増えている長与児童館にはそういったお話もさせていただいてます。今2人体制で大変であればもう1人ということも、町も視野に入れて考えているんですけどもどうかっていう話もさせていただいてますけども、今のところ何とかパートと自分たちで回っているから大丈夫ということで回答をいただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それから、おひさまひろばを見学してまいりました、通常より倍以上の25組、多いときで40組というところで非常に利用が多いようです。「さくらんぼ」や「でんでんくらぶ」に今まで行っていた親御さんが、おひさまクラブにかなり集中してるというようなところだと思いますが、そこでも保育士の手も足りない、手狭であるということもありますが、今後の対応策はどのように考えてますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町長答弁にもありましたように、27年度から保育所の入所の子どもという、低年齢の時期から保育園に入ってる子どもが非常に多くなっておりまして、子育て支援センター自体の利用者数っていうのは27年度からずっと減少しているような状態でございます。28年度と29年度を比較しますと、対前年比で90%、約1割の子どもさんが29年度は来館者が減ってるような状況でございます、30年度に入ってから4月は確かに微増というところではありましたが、5月からは例年並みというところで

推移をしているような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、これは以前の説明会で児童館にしろ、おひさまひろばにしろ、何かルールをこれから決めていくというなこともおっしゃっていましたが、その後取り決めなどは行ったのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まずは子どもの安全に遊んでいただくってところで、どうした方が1番いいかというのをずっと協議をさせていただいたところなんですけども、先程もちょっと言いましたように、お部屋を分けるとか、1部屋でもこちらが幼児スペース、こちらが小学生スペース、というところで少し分けさせていただくっていうそれぐらいのルールしか大きなところはですね。ものすごく心配をさせていただいて、私たちも心配するところもたくさんあったんですけども、変な話、思っていた以上に心配なことがそんなになくて、今は大きな心配事とかがないような状況で、特別ルールを決めるような必要性もなかったのかなということで、今のところはっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

乳幼児を預かる児童館の先生方への今まで研修というのは行ったりしたんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程も申し上げましたけれども、児童館の先生方というのは元々乳幼児の子どもを対象にした研修というのを積んでおりまして、毎年研修会の方には参加をさせていただいているような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

親御さんはまだなかなか納得をされておられませんので、再度、この説明会とか、ミーティングですね、望んでいますけれども、開催の予定などはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

説明会が必要とあれば、いつでも出向きますということで、お母様方の方にも納得いかないところがありましたら、いつでも呼んでくださいということで声掛けをさせていただいて、今のところ落ち着いてるようには私達の方は捉えておまして、こちらの方から積極的に説明会っていうのは予定はしておりませんが、どうしても納得できないというお母様方がいらっしゃるのであればですね、是非そちらの方に出向いていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非お願いいたします。子育て支援センターの先進事例を御紹介したいと思います。例えば広島県の尾道市ですね、年間出生率は800人なんですが、健康推進課のある総合福祉センター内に子育て世代包括支援センターぽかぽかを開設してます。そのほかに、各地域に5か所子育て支援センターを開設し、その他にぽかぽかサテライトを3か所開設してるんですが、その中でネウボラ事業というのを行ってます。看護師3名、保健師2名、助産師1名、栄養士1名、保育士2名、臨床心理士1名、計10名で行って、手厚い子育て支援センターを行っておりますが、本町におきましても、そのような健康増進課やこども政策課、そして専門家が一体となってネウボラ事業を行い、充実した子育て支援センターなど行ってはいかかかなというふうに提案をしますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町におきましては、御案内のとおり子育て世代包括支援センターというものをこども政策課の中に置いております。市町によっては支援センターの方にその機能を持たせたりとか、長与町のように行政の方でその機能を持ったりとか、各市町やり方っていうのはそれぞれだと思います。本町におきましても、保健師、助産師、保育士、栄養士、作業療法士、児童福祉士も含めて、多職種の職員が今こども政策課の中におきまして、いろんな相談に一括して対応させていただいてるような状況でございます。一般的にネウボラっていうのが、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援というところなんですけども、そのネウボラに相当するものが、長与町では子育て世代包括支援センターであるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ここは広島県ネウボラ事業補助金1,450万円を活用し、また母子保健衛生費国庫補助金なども活用して運営をしております。そして保健と福祉と教育の連携で包括的ワンストップを行ってるというところに特徴があるんですね。本町では、町長にお聞きい

たしますが、本町が長崎県下で1番早く子育て支援センターを設置して、誇りだと言われてました。しかし、お母様方たちからはこの包括支援センターが敷居が高く気軽に相談いける体制ではないというふうな声も聞かれておりますが、町長、もっと気軽に相談できる充実した窓口、理想だと思いたしますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与は、結構充実した形でやっております、包括支援センターもそうですけども、ワンストップ窓口ということで、お母さん方の孤独感、不安感、そういったものもございますので、お母さん方が気楽に話をして戻っていただくというような形の体制を取っておりますけど、今議員がおっしゃるように、内容についてももう少し来やすいような体制にしてくれということであれば、それはその組織の中で、今からこども政策課の中で、さらにまた検討を進めていこうと思いたします。今のところは制度としては非常に進んだ取組をしてるんじゃないかなと、そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私は、この子育て世代包括支援センターは、相談事業の紹介、保育園などの情報提供、母子手帳の交付、パパママ教室紹介、要するに紹介、情報提供に限られ、実際の業務はおひさまひろばや児童館などがワンストップで行うというよりは、少し、ちょっと違和感があるなど、要するに分割しているなっていうふうな気持ちでありました。そういったところでやはり今後も、最近やはり乳幼児も、猛暑で公園なども遊ばませんので、毎日安心して遊べる居場所はやはり慣れ親しんだ子育て支援センターだと思いたしますので、そのところ満足がいくような居場所づくりを作っていただきたと思いたします。

それでは次へまいります。放課後等デイサービスでございますけれども、現在、障害児のお母様方からいろいろな相談を受けておりますが、障害児の放課後等デイサービスの利用時間の削減を保護者からお聞きしましたが、いつから変更となったのか、その要因は何だったんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後等デイサービスの利用につきましては、削減とか変更というのは全くあっておりません。24年度に制度がスタートした時から、支給量の決定というのは市町が一定決めるということになっておりますけれども、申請のあと、保護者、子どもと面談を行って、心身の状況、置かれている環境、利用目的、課題や目標などをお聞きした上で、今は計画相談支援事業所の方から支援計画書っていうのも提出がなされます。そういっ

たものを総合的に勘案しながら、支給量の決定というのはしておりますので、以前から削減されたとか、そういったことはあっていないのが現状でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

とは言えですね、今年4月に変更されたと、サービス決定のお知らせが紙1枚来て、あなたはこれだけサービスが減りましたよというところで変更されたと。でもお母様方もその理由を全く聞いてなくて、突然で、どうしてこんなに減らされたのかというようなことでおっしゃってました。その辺りは御存じでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子どもさんによって違いますけれども、6ヶ月とか1年で更新の申請というものをさせていただきます。その中で支給量というのが変更というのはあり得ます、当然ですね。ただ、急に減りましたっていうところなんですけれども、支援計画書を必ず相談支援事業所から提出をしていただきますので、事業者とも話をしますし、お母さん、子どもさんともお話をしていく中で、支給量については十分にお話をさせていただいているというふうに認識をしております。急に紙一枚で、減りましたっていう回答というのは、していないというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

保護者はそうは受けとめていないみたいですね、例えば支給上限日数減のお知らせが届いて何日削減するかというような基準で、全く決定とか、そういった決まり事とか、全然そういった文書でいただいてないんで、突然1枚紙がぺらぺらと来て、減りましたっていうことだけだったと思いますが、そういった決まりごとのルールというか作成して、こうやって減りますよというような事前のお知らせはないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程も言いました相談支援事業者から出される支援の計画書というのがあるんですけども、もし提出された計画よりも少ない決定をする場合には、事業所の方にどういった理由で、この日数必要なのかっていうところの聞き取り、どういった課題があって、いつまでにどういった目標をもってお子さんに対応していくのかっていうところをお話を聞かせていただく中で、例えば週5日の利用したいっていう方がいらっしゃった場合に、5日必要だという理由ですね、そういったところの聞き取りもきちんとさせていた

だきながら、このお子様の場合には今はもう3日でいいんじゃないかとか、4日でいいんじゃないかというところのお話は協議の中で、ずっとさせていただいてるんですね。ですから、もし急に減らすということがあれば、事前にお話はさせていただいているというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

長崎市、時津町では利用日数が23日から27日あって、削減されていないという話をお聞きしましたが、本町は4月からそうやって、例えば10日とか8日とか5日とか、かなり削減をされて、10人ぐらいのお母さんたちから困惑しているというふうに話を聞いておりますが、そのような格差があるのかどうなのか、実際はどうなのでしょう。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

自立支援給付の中に、これは生活介護とか自立訓練とかする中に、支給の上限っていうのが、各月の日数から8日を控除した日数というのが定めてあります。放課後等デイサービス等についてはそういった上限日数というのは、きちんと国が定めたものがございません。ただ県内全市町聞いたんですけれども、本町も各月の日数から8日を控除した日数ということで、31日の場合が23日、この23日のラインというのは、県内市町どこも同じっていうふうに伺っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そこをもう少し親御さんの方にご説明をさせていただいて、納得していただきたいというふうに思いますが、障害児を抱えてる保護者もやはり生活していかなければなりませんので、子どもの送迎もあって、デイの受け入れの時間が短くなると、その分親の負担が掛かり、ストレスが溜まり、働きたくても働けない現状があるというふうに聞いております。そして、かなりこう減らされたとかいうふうな現状があると思いますが、やっぱりその障害児を抱えた保護者の方たちもそうやって働けない現状があるというところで、その辺りは今どのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、働けないっていう言葉がありましたけれども、放課後等デイサービスと非常に名前が似通ってますけれども、放課後児童クラブというのがございます。この二つはすごく名前が似てて混同しやすい分なんですけれども、放課後児童クラブは、働いてるお母

さんたちが放課後にいない場合にお預けをする所。放課後等デイサービスは働いてる方が利用する場ということではなくて、あくまでも子どもさんが療育の訓練を受ける場所ということになっております。例えばそのお仕事で預けたいんだっていうことであればまた日中一時支援というサービスでまた別個ですね。違ったサービスの提供というのがございます。お仕事で預けたいんだっていうことであればですね、日中一時支援事業のサービスの御提案というのをさせていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そういったところでやはりご説明をしっかりとなされて、この親子にはこういったサービスが必要なのかというところをしっかりと勘案しながら、やはりなるべく削減にならないような形で、利用しやすいように行っていただきたいというふうに思います。それから、親子が通っている鶴南特別支援学校などを視察してまいりました。親御さんが送迎をしているケースが非常に多いんですね、自家用車で。そしてスクールバスがございませけれども、これは時津町の幹線道路しか走ってないんですね。長与町の子どもたちは非常に利用がしにくいと。デイサービスの送迎はあるけれども、就労後は利用ができないので、町として朝と夕方の送迎バスのサービスの検討はないのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

小学校中学校の義務教育の間は、通学に関する負担を減らすために、補助金の制度等もあったかと思えます。長与町の方でスクールバスを出すっていうのは、各学校の方でバスの方は出されておりますので、町の方でスクールバスっていうのは、今のところ考えてはいない状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部委員

○3番（安部都議員）

非常に親御さんたちも仕事をして送り迎えも大変だということで、やはり子どもさん、現在タクシーチケットを配布されてると思えますけれども、こういった子ども達が学校の送迎ができるように、タクシーチケットではなかなか毎日では負担が大きいということで、やはりタクシーチケットをガソリンチケットなどにも選択肢の幅を拡大していただければ助かるということなんですが、その辺り見解をお聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

障害をお持ちの方々に対しまして、障害者の交通助成ということでタクシーのチケットを町の方では助成をしているところですが、確かに障害をお持ちのお子様の中
の声で、ガソリン代の助成、そういったことを他の自治体でやってる所があるということも話を伺っております。要望も伺っております。そういったことですね、今年度ですね、また、さらに障害をお持ちの親御さんたちの御意見を伺った上で、検討はさせていただきたいということでは思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

前向きに、やはりこういった親御さんたちが利用がしやすいように、ストレスを溜めないように、負担をなるべく軽くするためには、そういった検討もしていただきたいというふうに思いますが、第1期障害福祉計画での障害児支援の提供体制の整備というところではありますが、平成30年度までに児童発達支援センターを1か所設置するなどの予定が組まれておりますが、それについて見解をお聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

国の指針で児童発達支援センターを各市町に1か所設置するというのが求められております。しかしながら、長与町の人口規模と今後の少子化、あとインクルーシブ教育の考え方が進む今、幼稚園の方も保育園の方も、非常に発達障害児含めて、障害児の対応のところの強化を図っているような状況です。そういったところを勘案しまして、新たに、町の方にセンターを設置するということは、今の本町の優先順位としては急務ではないなということを考えておまして、圏域に1か所でもいいということで、今、圏域で1か所既にございますので、できればそこを核にしていきながら、障害児福祉施策を進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。児童発達支援等の今後の第5期見込量で放課後等デイサービスでも月に300人程度増加するという予定でありますけども、この算出方法は何なのか、そしてデイサービスも現在3か所ありますが、今後の受け入れ体制など不足すると思っておりますので、放課後等デイサービスなどの民間事業者の増加、それについての検討などはなされていきますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この放課後等デイサービスというのが非常に24年度スタートした時には少なかったんですけども、どんどんどんどん増えていって、非常にたくさんの場所で運営をされているような状況です。町内にも無かったのが1か所、3か所とずっと増えてきまして今やっと町内6か所できて、充足してるような状況になっております。見込みとしましては、恐らく今後、今私たちが発達に関しては、早期発見、早期療育というところを進めておりますので、必要な方にはそういった療育っていうものを早期に提供していきたいなというところで、恐らく増えていこうというふうに見込んでおります。全体的な数っていうのは、恐らく増えてはいかないと思うんですけども、利用者の数っていうのは増えていくということで見込んでおります。根拠としましては今までの過去の推移であったりとか、今の検診の中で拾っていった数字の中から、こういった数っていうのが出てきているような状況です。民間事業所を増やすっていうのはちょっとこちらの方では特別に計画はしてないわけですがけれども、長与町の子どもは長与町の事業所しか使えないということではなくって、近隣にもたくさんございまして、お母様方も選んで行かれているような状況です。やはり事業者によっても、例えば知的なところが強いとか、発達の部分が強いとか、事業者によっても特徴がありますので、そこはもう町内、町外問わず個々利用していただいているような状況で、場所については今ずっと増えていっているような状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

障害児の子どもの増加に伴って、そこら辺のところしっかりと周知を図っていただいて、環境改善に努めていただきたいというふうに思っております。

それではエアコンの質問にまいります。私9番目の質問者でありますので、2点ほどちょっと重点的に言わせていただきますが、今年の猛暑で諫早市喜々津小学校では、今観測史上最も高い気温だったということで、全プールを開放禁止したそうです。本町では休憩時間を設け、開放したというところの答弁でしたが、プールの水温が非常に高くなったんじゃないかなというふうに思いますが、開放禁止の選択肢などはなかったんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

開放につきましては、禁止というような選択肢は設けておりませんが、学校の開校の中で、水温が30度以上上がったときには、もうそれ以上、利用しないというようなことでの対応はさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

危険を回避して、しっかりと命を守っていただき、開放していただきたいと思いますが、町体育館には大型扇風機が設置されていたということでしたが、小中学校の体育館で1番暑いと、危険であるというふうに言われましたが、大型業務扇風機に向けての対応策はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。体育館での大型の扇風機につきましては、小学校2校、今まだ設置をしておりますが、ほかの学校につきましては、設置をして利用しております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

一番暑い、危険な体育館でありますので、そのところは危険を回避いたしまして、早い対応をしていただきたいというふうに思いますが、例えば小学校、ふれあいセンターなどの体育館なども、やはりなかなかこう、クーラーも無い状態ですが、窓を開けて対応されてるところであります。そのところで玄関などには窓を開けると、どうしても害虫などが入ってきますので、玄関に網戸がなくて困っているというような声が聞かれますが、体育館などの網戸の設置などはお考えにはなっていないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長

○教育総務課長（宮司裕子君）

小中学校の体育館に関しましては、網戸の設置は現在のところ考えておりません。

○議長（内村博法議員）

安部委員。

○3番（安部都議員）

今言ったのは、生涯学習課、ふれあいセンターの方なんですけども。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

ふれあいセンターの所管につきましては地域安全課のほうで所管をしておりますので、私の方からお答えをしたいと思います。ふれあいセンターにつきましても、網戸設置は考えておりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

町民がしやすいように、常に、憩いの場でもありますので、そういったところも安全性を確保していただきたいというふうに思います。それからですね、各教室で熱中計が置かれていると思いますけれども、熱中計というのは、普通の温度計とは違うと思いますが、その辺りどのような形で、先生方が測られているのか、そのところ何か少し違いが分かれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今の議員の御質問ですが、各教室全てに熱中症に対応する、いわゆるWBGT計と申しますが、それを設置してはおりません。各教室には温度計がございまして、WBGTにつきましては各学校にそれを準備するようにしまして、それを持って必要に応じて計測するというようなことを行っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。危険を回避して、今までの扇風機をしっかりクーラーに変えていただいて、安全性を保っていただきたいと思います。エアコン設置については、財源が1番ネックだと思います。そこで学校空調設備整備事業の先進事例を御紹介いたしますが、兵庫県の川西市、人口16万人なんですが、そこに、全小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園の30校860室に一斉に学校空調を整備しております。これは事業費約29億2,000万円、そしてこれはPFI事業の導入をいたしまして、平成29年から42年までの13年間、事業者と契約を結び、そして、設置から点検業務、そして整備全てを13年間の一括委託をしております。PFI事業を導入してエアコン整備早期実現のために負担の平準化を図る予定などはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今さまざまな財源、そういった有利な起債とか補助金とか、そういうのも含めまして、検討している段階になっておりますので、PFI事業というのもその中の一つとして捉えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ここはやはりすごくスピード感を持って対応してるんですね。調査から事業選定まで半年間で行ってます。やはりそういったスピード感が必要でありますので、来年の、町長、夏までって言いますが、来年の4月までにやはりつけとかないと、5月6月ってい

うのは非常に暑くなっておりますので、その辺り、町長、どのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

昨日の答弁でもお話ししましたように、とにかくスピード感を持って、できるだけ早い対応というのをこれからも取っていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

PFI導入なども含めて考えていただきたいというふうに思います。

それから、地震による危険箇所の対応ですけれども、長崎県での公立小中学校の建物880か所の中で1981年の新築建築工法基準法に違反してる建物が245か所あったと発表されましたが、本町はその新建築改正基準法には違反してなかったとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

現在のところ違反しておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。親御さん方から、例えば小学校のプールなどもやっぱり更衣室とか建物が非常に古くて利用がしづらいという、危険ではないかというような保護者からの声も上がっておりますが、その辺り古くなったそういった建物はどのように今後対応していくのかお知らせください。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

現在、公共管理施設計画の中の劣化状況調査等の結果を踏まえまして、今後の学校施設の個別計画というものを策定していかなければならないようになっておりますので、その計画の中で今後は計画的に優先順位をつけて実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

分かりました。1978年宮城県地震でもブロック塀などの下敷きになって18人が犠牲になっております。これは学校のみならず、あらゆる公共施設や道路側に面した民家などの建物も言えると思いますので、今後南海トラフ大地震も今後予想されることから、災害対策の十分な対応をしていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

すみません。待機児童の人数を聞かれましたときに私6名と答えたと記憶してるんですけども、それは29年4月現在の数字が頭に入ってまして、30年4月1日は10名でございます。訂正をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時47分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を開催いたします。日程第2、議案第47号長与町福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第47号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第3、議案第48号長与中学校体育館改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今提案されました中身で、参考資料の方でちょっとお伺いしたいというふうに思います。工期の日程が終了日程は31年1月31日までと打っておりますけども、開始がこ

この中では記入されておられません。学校の施設なので通常の学校があるときでもこの工事が可能なのか、それと工事は通常、学校施設は長期の休みの間に行うというのが慣例のようですので、そうすると冬休みの間で行う予定なのかですね。そこを確認したいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

一応工期の方は、予定として122日間を予定しております。体育館につきましては、まだちょっと日程等につきましては今から工程会議の方を開いていきますが、中を使えない期間を設定いたしまして、冬休みも含めまして工事を行う予定にしております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

その場合、体育の授業だとか部活ができなくなるという場合があるということでしょうけども、授業については支障が無いような体制をとられてるのか、改めてそこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。これにつきましては、これが通りましたら工事の予定が入ったということを想定して、授業については体育館を使用しないことで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑はありませんか。

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

私は別の視点でちょっとお尋ねをしたいんですが、指名競争入札で16社が参加をしたという説明がありましたけれども、この入札結果等については公表するというので、長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容等の公表に関する要綱という中に、契約締結後遅滞なく公表するとしておりますが、まだ、公表されておられませんので、あえてここで質問をさせていただきます。まず16社参加したということでありまして、入札の辞退あるいは失格、こういったものがあつたのか、あつたとすればどの程度あつたのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

まず、今なぜ、まだ公表してないかと申しますのは、これが議決案件でございますので、議決後直ちに遅滞なく公表という形をとらせていただいております。それと本案件の入札結果につきましては、16社中4社が失格となっております。辞退した業者は無しでございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

この要綱を見ますと、議決案件を議決後にというのがちょっと私、読み取れなかったものですからお尋ねをいたしました。それと何社あったのかというのを今、質問をしましたがけれども、実は30年5月に上長与体育館の屋根工事のときに、10社の指名競争入札があったわけですね。ところが1社は入札辞退、あと8社は失格、残りの1社だけが正当な入札結果ということで落札をしたという経過があったものですから、特にせつかく指名されて入札に加わることができたものの、辞退ということになると、それなりの理由があつて辞退でしょうけれども、何らかの、次の指名から外すとか、そういうペナルティというものは無いのか、この際、伺っておきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

入札辞退の業者に対するペナルティというものはございません。あくまでも業者の都合で辞退はできるということを執行通知書にも謳っておりますので、ペナルティというものはございません。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、委員会付託を省略することに決定いたします。

これから、議案第48号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第48号長与中学校体育館改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第49号平成30年度長与町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

私はこの今の提案されてる49号補正予算(第2号)ですね、説明書に基づいてお聞きいたします。12、13ページの2款総務費2項徴税、ふるさと納税のところの委託料がありますけども、600万という大きな委託料が上がっております。これ何か発送の方で何かという説明がありましたけども、これによって収入の方ですね。収入がアップする予定なのか、あるいは今までの当初予算での収入で委託料がこれだけ不足したのか、ちょっとその点の内容をお願いいたします。それと下の方の6款農業費の岡地区の概略設計ってちょっと90万ですけども、この中身について、概略設計という農業関係でおっしゃったんですけども、また詳しくよろしくお願ひしたいと思います。ページめくって14、15の河川のがけ崩れ対策が出ておりますけども、今度の長与町における大雨の関係かなと、台風かなと思っておりますけども、三根、丸田と説明がありましたけれども、もう少し詳しくお願ひしたいと思っております。あとその下の都市計画の中の委託料で170万、小さいんですけども、土地利用解析検討業務委託料の線引きの件で、何か長崎との関係だと説明がありましたけども、ここももう少し詳しくお願ひできればと思っております。以上4点、よろしくお願ひいたします。

○議長(内村博法議員)

中嶋建設産業部理事。

○建設産業部理事(中嶋敏純君)

お答えをいたします。12、13ページ、2款総務費2項徴税費1項税務総務費13節委託料、ふるさと納税業務委託料でございます。こちらにつきましては、現在、寄附の取りまとめ等を今、インターネットを通じて申し込んでいただくポータル社が4社ございます。そのうち2社は一括委託といたしまして、寄附の受付から返礼品の発送までということでしたしておりますけれども、残り2社は、そういう手続をしておりませずに手作業といたしますか、内部の方で処理をしている状況でございます。それを事務作業の軽減と事務の正確さ、それから寄附者への返礼品の早期対応とか、そういうことを見込んで一括委託ってということで計上させていただいております。歳入でございますが、歳入は既定予算当初で8,000万計上させていただいておりますが、まだ、現在そこまで達していませんので、既定予算に基づく補正額ということで、歳出の方を計上させ

ていただいております。

それからその下で、6款農林水産業費1項農業費3節3項農業振興費19節でございます。岡地区概略設計の負担金90万でございますけれども、こちらは場所は岡中央地区と言いますか、3地区合計19.1ヘクタールになるんですけれども、今現在、JAを中心としまして県営事業による果樹園の大型の基盤整備事業っていうような要望等が出ております。そういうことに伴いまして、概略の設計ということで、樹園地の基盤整備の区画の形状、それから道路等、農地からの排水対策、流末の排水もございまして。そういうことを行わせていただくということで、これはもう事業費の30%に当たるんですけど、90万ということで計上をさせていただいてるところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

それでは、8款土木費3項河川費2目がけ崩れ対策についてお答えいたします。先程議員がおっしゃったとおり2か所のがけ崩れに対する対策費になります。まず丸田の方で言うと、これが被災年が7月3日の台風を基としたものになっております。崩壊の規模が10メートル、高さが10.2メートルで、保全する人家を4戸と対象で考えております。それと三根地区、こちらの方は7月6日の大雨の方で被災した案件になります。崩壊の規模が、幅が18メートル、高さが10.4メートル、保全人家を2戸、この2か所についての委託費及び工事費の計上となっております。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

それでは説明書の14、15ページ、真ん中付近になりますが、8款5項1目13節委託料、土地利用解析検討業務委託料170万、これにつきまして説明をさせていただきます。これにつきましては長崎県が実施します線引きの定期見直し、要は市街化区域と市街化調整区域、これの線引きの見直しを行うために町として素案を作るために今回補正を上げさせていただきました。内容につきましては、現在市街化区域が583.8ヘクタール、長与町全土の約20%、今現在市街化区域となっておりますが、これが適正であるかどうか、こちらにつきまして将来の人口フレーム、こちらでも検討をしながら、この委託料によりまして検討を重ねたいということでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

4ページの第2表債務負担行為のところ、町制施行50周年記念事業ということで、全国放送公開番組誘致事業ということが計上されております。具体的にどのような検討

をされてるのか、金額も760万とそこそこ掛かる費用なので、どういう中身で取り組もうとされてるのか。それと次は説明書の7ページですね。14款県支出金3項委託金7目教育費委託金の中学校費委託金で、なかなか聞き慣れない言葉で、統合型校務支援システム導入実証研究委託金ということで、これがどういうものなのか教えていただきたいと思います。あと次に9ページ、雑入のところで、緑と水の森林ファンド事業助成金、以前もあったかもしれませんが、この雑入が歳出の方でどこに関わっているのか、中身を見てもみますとどうも14、15の小学校の管理費になってるのかなというふうに思うんですが、こういう制度が小学校の管理費の扱いになるのが、どういう制度の中でそれができるのかですね。以上、3点お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

予算書4ページ、第2表の債務負担行為でございます。町制施行50周年記念事業といたしまして、平成31年度全国放送公開番組をNHKに対して申請を行っております。申請は番組ということではなくて、ジャンルごとに申請をするということになっておりまして、希望といたしましては、参加番組、ファミリー向け番組、クラシック音楽番組ということでございます。全国からの申請、県内もちろんやりますので、本町での開催がなされるかどうか。それからどの番組が選考されるかということは現時点では分からないということと、競争率が結構高いというふうにお伺いしています。その中で参加番組というのはNHKのど自慢でございます。客席数の都合上、文化ホールでは開催ができないということでお聞きをしております、町民体育館での開催を想定しております。そうした場合にステージですとか照明、それから観客席、出演者の控室などの設営費が必要になってくるということで来年度の開催ではございますが、NHKの申請に合わせて債務負担行為を設定をお願いするものでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

それでは14款3項7目2節統合型校務支援システムについて御説明を申し上げます。学校の業務の中には、授業そして生徒の管理、教職員の管理、学校の管理等々がございしますが、こういった中で多くの情報を取り扱いをいたします。中には同じ情報を複数の者が持つておったり、あるいは帳簿に複数表示をしなければいけないというふうな状況がありますが、これを1つのデータベースの下で管理をしていくと相当の時間が縮減ができるというふうな状況です、長崎県がこの校務の支援をするためのシステムを導入しようとしておりますが、これに長与町、長崎市、小値賀町、3つで先行の実証をしていくというふうなことになりました。それにつきましての費用になります。統合型校務支援システムは、言いますと今、働き方改革が学校で望まれておりますが、それを促進する

ものであるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

説明書の19款5項1目雑入の緑と水の森林ファンド事業助成金50万について御説明いたします。こちらはローソンの社会貢献活動として各店舗に設置されている緑の募金箱に寄せられる募金を活用して、国土緑化推進機構が協力して実施する学校環境緑化モデル事業の一環として行われるものになります。今回、長与小学校の榎の木が枯れていましたので、そちらの伐採と新たに植栽に充てるようにしております。歳出につきましては、当初予算の小学校管理費の方で組んでおりましたものの財源の組み替えになります。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第49号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第5、議案第50号平成30年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第50号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査をするよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって議案第50号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第6、議案第51号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第51号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第7、議案第52号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第52号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第8、議案第53号平成30年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第53号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、9月20日までに審査を終了す

るよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第9、議案第54号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第54号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第10、議案第55号平成29年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

少し小さなことで申し訳ないんですけど、私達の所管と違いますので、質問をさせていただきます。まず、61ページ14節公用車のリースの金額が590万と出ておりますが、これについての台数と今の状況、それから2つ目に111ページの14節、15節、これコンポストのアセスの問題ですが、これが224万ほど出ております。現状と今後の展望についてお尋ねをします。それから3つ目、これは117ページの19節これは長与・時津環境施設組合の問題ですが、これはほかの行政体ということで、なかなか質問が私達にはできません。この議場で質問するのもどうかと思いましたが、予算として一般会計から2億9,000万ほどの負担金が出てるわけです。施設組合の議員から聞いた話ですが、2月にダイオキシン規定量をオーバーしたという事実も出ております。そして、この報告が4月に管理者に行われたということになって、なかなかこの環境施設組合につきましては、27年度の改ざん問題、いろんな問題を抱えてる中で、負担金が2億9,000万ということで、これが果たして妥当なのか。この内容がどうなってるのかというのが私達はよく分かりませんので、内容を報告できればここで報告をしていただきたい。それから4つ目に133ページ、これは19節、これはちょっとランダムに私も引っ張り出したんですが、商工会組織の事業補助金、これが300万ほど出ておりますが、この内容についてお尋ねをします。それから137ページ、15節町

道等の維持補修工事の主な場所、それから件数、それから延伸の長さが分かれば御報告をいただきたい。それから145ページ、15節同じく管理課の公園の工事件数と内容、そしてこれについては遊具が今非常に問題なっておりますので、その今の状況が分かれば御報告をいただきたい。それから177ページの11節食糧費が46万と、ちょっとよそよりも突出しておりますが、消防とかそういうのは分かるんですが、ちょっと小さな件で申し訳ないけど、食糧費についてはちょっと大きいなという感じがしますので、この内容について、以上、7点質問いたします。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

1番目の公用車リース料でございますが、今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、はっきりした台数はちょっと把握しておりませんが、契約管財課が管理してるのは20台ちょっとございます。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

それでは、議員の質問にお答えいたします。まず、110、111ページでございます。4款1項5目の環境衛生費の中のコンポスト関係の費用でございます。まず、コンポスト関係につきましては、今回の29年度におきましてコンポスト跡地等の調査業務委託といたしまして1,103万1,120円及びそちらの草刈り等で別途に工事費費用、また、コンポスト跡地の調査業務委託料の関係でございますが、現地におきまして水質検査とボーリング等におきまして、保有水の推移、水質の測定とまた、ボーリング跡地におきますガス濃度測定等を今回、委託させていただいておるわけでございますけども、その中で、水質検査におきましては、現在のところ問題が無いという御回答をいただいておりますが、メタンガスが発生しております。このメタンガスについては、工事費の方で先程申しましたコンポスト跡地の環境整備対策工事という形で17か所をまた、そちらの方に新設のメタンガスの排出箇所というのを増設した形をとっております。それで今後につきましては、メタンガスにつきましては、現在、我々の方でも毎月、検知器の方を購入いたしまして検査もしております。また、2年間につきましては、国の方からモニタリングをするようにという指示がっておりますので、そちらの方の対応をしていく必要がございます。その中で今年に入りまして、現在、我々の独自の検知器による検査におきましても現在もメタンガスが発生してるという状況でございます。こういう状況でございますので、モニタリングの結果等を踏まえまして、この跡地につきましては、現在はまだ我々の方の町有地ということでございますので、公園であつたりとか、そういう形で住宅地として建築するような場所には適してないという状況でございますので、この間、今、公園として使ってる部分もございしますが、現在そういう状況を

観察しながら2年間はモニタリングをさせていただきたいという状況でございます。

続きまして、117ページでございます。117ページにおきまして、長与・時津環境施設組合の負担金ということでございましたが、これにつきまして我々の方におきましても組合の運営費、管理費等の工事、管理、その他に関する経費、また、熱回収施設関連の工事費という形で報告を受け、その分について一般廃棄物共同処理事務に伴う経費に対する長与町負担分という形で報告を受けている状況でございます。それ以上ちょっと詳しい状況、今こちらの手元に資料として持ってない状況でございますので、こういう形で報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業部理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

132、133ページ、7款1項1目商工振興費の19節の商工会組織支援事業補助金の300万円でございます。こちらにつきましては、西そのぎ商工会加盟店が平成29年度は1,025ございます。そのうち長与町は480事業所ということになっておりますけれども、そちらに対します、主には運営補助金ということで、こちらは長与町、時津町ともに300万という形で補助をしております。組織運営の拡充、それから連携の強化、組織の強化、財政基盤の強化、それから経営改善、普及と会員サービスの向上等に充てるようにそういう目的としまして支出をしているところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

続きまして136、137ページになります。8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の工事費の内訳を申し上げたいと思います。総額で1億220万9,362円になります。件数的には131件の契約を行っております。主だったものとして4点ほど申し上げたいと思います。まず、町道北部1号線法面補修工事、36、37法面の方になりますけど、こちらの方が面積で言うところの633平米の施工を行っております。続きまして町道並松線の舗装修繕工事、こちらの方が広さで言うところの364平米を行っております。もう1つが町道青葉台団地13号線舗装修繕工事、こちらの方が広さで言うところの1,160平米を行っております。町道駅前サニータウン線、横断防止柵設置工事、こちらの方が防護柵を410メートル設置しております。

続きまして144、145ページになります。同じ土木費の中の5項都市計画費5目公園緑地管理費になります。こちらの方が金額で言うところの3,200万5,280円、件数で97件行っております。公園の遊具の設置状況、修繕状況なんですけど、9月1日現在の数字で申し上げたいと思います。平成29年度に設置した分の残りが27件、平成30年度に設置した分が41件あります。合計68件あります。そのうち、もう既に37基が発注済みという形になっております。以上になります。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

176、177ページ、1目保健体育総務費の食糧費になりますけれども、町民体育祭と町民ソフトボールのときの来賓及び従事者の昼食代及びスポーツ推進員、ソフトボール協会の審判団の方と反省会を行っておりますので、そちらの経費になっております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

7つのうちの5つは了解しました。要は11ページのコンポスト跡のアセスの問題なんですけど、これは私達もあまりその内容をよく分からないんですが、これは完全に除去をしないと、結局はその跡の利用ができないというふうに聞いているわけですね。ですから昨年、ガスを全部取り払うというふうなお話を聞いたんですが、未だにそのガスが出てるという理解でいいわけですか。そうするとこのガスが止まらない限り、止まったあとに、あと2年間の監視期間があると。それでその先でないと要はそういう土地利用ができないというふうに解釈をしいいわけですか。

それともう1つ、さっきの環境施設組合ですね。これについては非常に不透明な問題が多いんです。今回、本会議のはじめの町長の報告の中で今順調にやっておるといふふうなお話は一応聞きましたんですけど、実質、今はうまくやっているとしようけど、2月はそういう事故が起こると。この事故が起こっていることは御存じでしょうか。ダイオキシンがオーバーしている。それを2月に起こって4月に管理者の報告がある。2か月間もそのまま放置されてた。そういう中で、私の今の質問が本当を言えば施設組合の議員が施設組合でやるべきことなんですけれど、この2億9,000万は私どもの一般会計から要は拠出をしますから当然内容を知っとかないといけない。だから適切に負担金が私たちの町に来てるのか。要は焼却施設の中の作業とか管理とか、それからいろんなお金が要るものがあるわけですね。それをちゃんと把握した上で妥当と認めてこの金額が出てるのかどうかというのは、担当課の方もやはりそれは知っとくべきだと思います。ですからこの2点について、もう少しお話をいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

1点目のコンポスト跡地でございます。コンポスト跡地につきましては、調査させていただいた流れで今回、決算にも上がってますが、17か所のガス抜き管の設置をさせていただいております。この17か所のガス抜き管を設置したことによって、今後2年間ガスのモニタリングを国の方からは観察していきなさいと、ただし、現状としましても、その当該地につきましては、モニタリングの結果におきましては、そういう対策を

とっていただければ町有地としての公用地としての利用に関する問題は無いということで、低度の利用として用いることが望ましいということで、公園であったり、緑地であったり、駐車場であったり、運動場であったり、宿であったりという形で使用することで問題は無いということで、今の現在のところはお受けをしております。今後につきましては、そのモニタリング等の結果によって方向も変わってまいるかと思いますが、現状としましてはそういう状況でございます。

続きまして、環境施設組合の件でございますが、先程お話があったダイオキシンにつきましては、文書とか、そういう報告等は町の方に受けておりません。環境施設組合の方で、当然、先程議員がおっしゃったように全員協議会を開いて報告がされたという報告は受けております。その分が29年度の決算で本当に妥当かという点につきましては、現在ちょっと私どもの方でも、その金額について影響があったかというふうには考えていない状況であります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

この長与・時津環境施設組合のことにつきましては、やはり担当課も完全に把握をして、そして納得をしてこの金額を拠出をしていただかないと、組合がこれだけ要りますよと、これだけくださいと、これだけの負担があなたの所ですよと言われても、当然担当の方でそれを把握していただかないと、把握してませんではこの金額は出せないですよ。決算としてね。だからそれはもちろん他の行政体ということでもなかなか難しいことも私もよく理解してます。口出しができないとか、だから言われた請求がそのままお払いしないといけないという感覚があるんでしょうけど、少し内容まで深く精査をされて、そして妥当ということで、皆さんに説明ができるような形で履行していただきたい。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も先程の同僚議員と同じような質疑になるかと思いますが、私は144、145の先程の公園整備工事費の中で、もう一度確認させていただきたいというふうに思います。9月1日時点で遊具を37基発注済みだということです。現在、まだ遊具がバリエーションで使えない状況になってる所がどれくらい残っているのかですね。それがこの37基の発注で全て解消されるのか。それとその下の17節公有財産購入費432万円、これ不用額となっております。これは12月の定例議会で、補正の4号で出されて、中尾城公園の付近を、民地だったのを公園として活用させていただいてたと、そこを購入するというふうに具体的に話が進んでたと思うんですけども、不用額で上がっているという

ことは、なぜその購入に至らなかったのか、そこのところをお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

河野議員に対するお答えになりますが、まず、工事請負費の分で公園の遊具の話になりますが、先程、お話しした分については37基が発注済み、大元が29年が27基、30年が41基、合計の68基ですね。そのうち37基が発注済みで、今現在でいうと31基がまだ発注ができてないという状況です。この37基の発注済みの分について、どこまでバリケードを取って修繕が終わってるかというのは、ちょっとまだ発注状態ですので把握はできておりません。丸々残ってるというのは31基になります。続きまして、公有財産の購入費になりますが、こちらの方が昨年度の12月の方で補正をさせていただいたんですが、相手方様とずっとお話を詰めていく中で、どうしても契約に至らなかったというのが最終的な話にはなります。もちろん時期も時期でしたので、繰り越すということもできなくてそのまま未執行という形で残っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

総務文教委員会に付託を予定されてますんで、詳しくはあれですけども、ちょっと気になりますんで確認だけさせていただきたいと思います。公園整備の方は31基がまだ発注できてないということですけども、ここも約100万ぐらい不用額が上がってるわけですね。その努力がなされなかったのかなど。やはり未だにバリケードされてるということで苦情が出たりするわけですね。ですから少しでも、これも12月の補正予算で1,400万でしたか一気にやりたいみたいな話で提案がされたと思うんですけど、残念ながら不用額が100万ぐらい残ってるということで、これはもしかしたら別の不用額かもしれませんけども、そういう意味ではこういう費用を残すというのが非常に残念だったなところ、努力ができなかったのかなというのを確認させていただきたいのと、公有財産購入費も説明の中では一定、話が進んでる状況のような話だったと私は感じとして受けとめてはいるんですけども、折り合いがつかなかったというのは、金額面なのか、その相手方のいろんな事情なのか、できれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず、工事費の残額になりますけど、こちらの方がどうしても公園遊具のみならず他のトイレ設備とか、いろんな設備もあります。そういったものの突発的なものが、どうしても出てくる可能性がありますので、全額使用するということはできないまま終わり

ました。続きまして公有財産購入費の分になりますけど、こちらの方がどの面でという形ではなくて、ずっとお話をしていく中でどうしても契約までに至らなかったというのが、総合的に考えて契約に至らなかったというのが理由になります。

○議長（内村博法議員）

いいですか、河野議員。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第55号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第11、議案第56号平成29年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第56号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第12、議案第57号平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第57号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつける

ことにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第13、議案第58号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第58号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第58号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第14、議案第59号平成29年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第59号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第15、議案第60号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第60号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第60号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第16、議案第61号平成29年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第61号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第17、議案第62号平成29年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第62号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第18、議案第63号長与町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第63号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第63号長与町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

次に日程第19、発委第2号長与町議会50周年記念事業特別委員会の設置についての決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

喜々津議会運営委員長。

○11番(喜々津英世議員)

それでは、発委第2号長与町議会50周年記念事業特別委員会設置についての決議について、提案理由の御説明を申し上げます。

長与町議会は、平成31年1月1日をもって50周年を迎えます。議会としての記念事業実施の検討を行うため、特別委員会を設置するものであります。決議文を読み上げます。長与町議会50周年記念事業特別委員会の設置についての決議。本議会に次のとおり特別委員会を設置するものとする。名称、長与町議会50周年記念事業特別委員会。2、目的、長与町議会50周年記念事業の実施、検討。3、委員定数、15人。4、期間、本事業が終了するまでとし、閉会中もなお継続して行うことができる。平成30年9月7日、長与町議会。以上であります。

○議長(内村博法議員)

お諮りします。本案については質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって発委第2号は、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発委第2号の討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。先程、私もちよっと文章を書いたものですから少しちぐはぐになってると思いますが、少し苦言を呈して賛成の意見といたします。それはなぜかと言いますと、私は議会運営委員会がこれは決定をしたことですので、議会のルールとして議会運営委員会が決めたことですから、これは反対をすることができないというふうにルール上私は思っています。しかしながらこの特別委員会の体質としまして、当然、特別委員会というのは、常任委員会が扱えない重要かつ住民の安心安全の事件について、地方自治法の98条及び100条を含め調査権、審査権を有し議長に答申をする機関であります。ですから50周年が果たして特別委員会に値するのかというのは私は不思議に思っております。と言いますのも、長与町のこれは行政としてもこの1年間、来年1年間は、この50周年のお祝いをやるわけですね。なぜこれに相乗りができないのか。そして議会側として要は盛り立てていく。町の方を盛り立てていくというのが私は筋だと、これはもちろん持論なんですね、討論ですからね。私はそのように思っています。長与町の議会としましては、財源についても一般会計の当初予算も補正予算にも全く財源の根拠もありません。そして先程申し上げましたように特別委員会を作って、どのようなことをやるかということをしただけ全協でお話を聞きましたが、講演であるとか、それから子ども達のブラスバンドであるとか、記念誌辺りと、そういう状況が私たちの方に情報として入ってまいりました。しかしながら講演というのは町全体でも当然されることでしょうし、なぜ、一緒になれないのかなと、それが非常に私は不思議でたまりません。それと同時に当初、議会運営委員会で調査をされて全協に報告をされたときには、町制50周年という名前が載っていましたが、今定例会の初日にお話をいただいたのは、急に議会の50周年と。町政ってという名前が抜けておりました。これは特別委員会は、普通でありますと私たちと一緒に話し合いをしながらこの題目をつけるわけですが、これについても少し疑問を持ってるところでございます。そのように私自身はこの財政問題、それと財政のことをもう1つ申し上げますと、要は議会にも予備費というのがあるわけですが、この経費を私達自身が勝手に使っているのか。今、議会の方では一般質問にありましたように、エアコンとか、長与町では大変財政が厳しい中いろんな苦慮をしてる中なんですね。私達はそれを指摘している立場であります。議会体としては使っているのか。この使うお金について誰がこれを判断するんですか。そういうことも含めまして、財政面ではなかなかこの特別委

員会では使えなくなるだろうなとそのように思ってます。そういうもろもろのことを基本的には私は当然内容はもう全く反対の意見なんですけど、先程申し上げましたようにルール上、議会運営委員会が決めたことは私は遵守をいたします。しかしながら、委員会の中で十分にこのことについてはお話をさせていただきたい。これをこの本議会の中で一応皆様方に御理解をいただいとって、特別委員会での発言をさせていただきたい。そういうことを含めまして、それと同時に今もう既にこのプラスバンドとか、これについて折衝とか、調査を始めた議員もおられるという話も聞いてます。これも非常に独断的なことで、私たちにとってはえっと思うような感じでございます。こういうのを含めまして全く内容は反対でございますが、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、発委第2号長与町議会50周年記念事業特別委員会の設置についての決議を採決いたします。

本案は原案とおりに決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり。

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、浦川圭一議員、中村美穂議員、安部都議員、饗庭敦子議員、安藤克彦議員、金子恵議員、分部和弘議員、西岡克之議員、岩永政則議員、喜々津英世議員、山口憲一郎議員、堤理志議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、竹中悟議員、以上15名の方を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり。

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名された方を長与町議会50周年記念事業特別委員に選任することに決定いたしました。

これから委員会条例第8条及び第9条の規定により、長与町議会50周年記念事業特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

ただいま選任されました特別委員会の委員は、14時20分まで休憩いたしますので、その間に報告をお願いします。

場内の時計で14時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時08分～14時20分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長与町議会50周年記念事業特別委員会、委員長並びに副委員長の互選結果について

報告いたします。

委員長に金子恵議員。副委員長に河野龍二議員。以上のとおり互選結果を報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

(散会 14時20分)